

## 仕 様 書

1. 件名  
浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設余剰電力売却（非バイオマス電力分）
2. 売却対象  
余剰電力から再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条に定義する再生可能エネルギー電気相当電力（バイオマス電力分）を除いた電力とする。
3. 予定売却電力量  
11, 520, 000 kWh（詳細は別紙 1\_令和 7 年度月別売却予定電力量を参照）
4. 履行及び契約期間  
履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 31 日 24 時までとし、契約期間は、契約締結日から履行期間満了日までとする。
5. 履行場所  
東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2
6. 受給地点、電気方式、周波数、受電電圧、受電方式
  - (1) 受給地点 東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2
  - (2) 電気方式 交流 3 相 3 線式
  - (3) 周波数 50Hz
  - (4) 受電電圧 66, 000 V
  - (5) 受電方式 1 回線受電
7. 発電設備
  - (1) 発電設備区分 バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他バイオマス）
  - (2) 設備名称 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設発電所
  - (3) 設備 ID RZ97377C13
  - (4) 発電出力 5, 190kW
  - (5) 認定日 2019 年 10 月 15 日
8. 責任分界点について  
発電事業者の縮小形受電設備の終端接続部接続端子と一般送配電事業者の終端接続

部接続端子との接続点とする。

## 9. 契約内容

- (1) この契約は、受注者となる小売電気事業者が、浅川清流環境環境組合（以下「発注者」という。）の発電設備から供給する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー電気相当電力（非バイオマス電力分）の全量を買取るものとし、電力量料金は（2）ないし（5）により算定する。

なお、発注者の発電設備から供給する余剰電力のうち、再生可能エネルギー電気相当電力（バイオマス電力分）は、再エネ特措法第16条に基づく特定契約により、一般送配電事業者と同法で定める固定価格で売却するため、売却対象ではなく、本仕様書3の予定売却電力量には含まれていない。

- (2) 契約単価の時間帯区分

- 1) 契約単価は次の時間帯区分による。

時間帯区分	
平日昼間	夏季
	その他季
夜間及び休日	

ただし、「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とはそれ以外の期間をいう。

また、「平日昼間」とは休日を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間及び休日」とはそれ以外の時間をいう。

なお、「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。

- (3) バイオマス比率

発注者は本発電設備において、発電に用いた燃料のうち再エネ特措法に定めるバイオマス燃料の比率について、再エネ特措法の定めに従い算定し、計算根拠とあわせて受注者へ通知する。

- (4) 売却電力量の計量及び検針

- 1) 毎月の売却電力量の計量は、発注者の供給場所に設置された取引用電力量計を介して行うものとする。
- 2) 取引用電力量計の検針は、毎月1日午前0時に東京電力パワーグリッド株式会社が行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。
- 3) 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の売却電力量については、その都度発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

(5) 電力料金の算定方法

- 1) 電力料金の算定期間は、毎月1日から末日までの期間とし、毎月の料金は、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の合計額の1円未満を切り捨てた額に、消費税相当額を加算した金額とする。なお、各時間帯区分における予定売却電力量については別紙1を参照すること。

(ア)夏季平日昼間電力量とその料金単価を乗じた額

(イ)その他季平日昼間電力量とその料金単価を乗じた額

(ウ)夜間及び休日電力量とその料金単価を乗じた額

- 2) 料金単価(消費税を含まない)の有効桁は円単位において小数点以下第2位まで可とする。(0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価。)

(6) 支払方法

発注者は検針日の属する月の15日までに受注者に請求し、受注者は同月末日まで(休業日の場合は、その翌営業日まで)に発注者に支払うものとする。

(7) 電力供給上の協力

- 1) 発注者は受注者の要求に基づき、原則として、週1回の頻度で電力送電計画を提供するものとする。
- 2) 電力送電計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。
- 3) 発注者は電力供給の安定化に努めるものとする。
- 4) 本発電設備は発動指令電源(安定電源に属さない)として容量市場に参加予定であり、受注者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は1,000kW未満とする。ただし、「供給計画等に計上できる容量」とは、常に安定して発電し得る容量を指すため、実際に受注者が買い取ることができる年間電力量を制限するものではない。

(8) バランシンググループ

受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。

(9) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、発電インバランスの費用負担も含め、何らの責任を負うものではないものとする。

(10) 発電側課金制度

費用負担は発注者になるが、支払いは受注者になるため、毎月の電力料金で相殺を行うものとする。

## 10. 情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務を履行するにあたって、「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- (2) 浅川清流環境組合の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出することとし、遵守事項中「日野市」等は「浅川清流環境組合」等に適宜読み替えるものとする。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- (3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

## 11. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

本業務の履行にあたって、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、その他障害者に対する適切な対応を行うこと。また、適切な対応を行う場合には障害種別の特性について十分に留意すること。
- (2) 同法第11条の規定に基づき、関係府省庁の主務大臣が定めた対応指針に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

なお、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」及び「対応指針」は、内閣府ホームページの「障害を理由とする差別の解消の推進」で確認できる。

## 12. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

13. 契約変更等が必要な場合の対応

諸般の事情により必要があるときは、発注者・受注者協議の上業務内容を変更し、または履行を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

14. その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。